

【1】田柄町水道利用組合の概要

(1) 創立 昭和38年5月19日

町内の自家用水及び消防用水等の給水確保の為、町内有志の協力に基づき、組合組織による出資金（加入金）の加入者負担にて、当初、組合員828名で設立、私設の専用水道事業をスタート。

現在、町内6ヵ所に深井戸施設（掘削深度130m～180m）を所有し、上水道を供給している。私設の水道事業としては都内随一の組合となっている。

(2) 設立経緯

昭和38年当時の田柄は、農家が散在する田舎町であり、ガス、電話等は皆無といつてよく、都水道が配水されたのも昭和46年以降である。

各家庭は、浅井戸を掘って生活していたが、高度成長に伴うベットタウン化が田柄にも押し寄せ、家庭排水による水質汚染で充分な水量が確保できなくなり、又、昭和37年、夏の干ばつによる浅井戸の干し上がり等で防火面での問題点もおこり、昭和38年に組合を設立し、現在に至る。

(3) 事業

- ① 自家用水及びその他用水の給水確保
- ② 水道施設の維持管理及び附属工事

(4) 規模

① 水道設備

深井戸施設 6ヵ所（第1号井戸～第7号井戸）

町内ほぼ全域に給水管配備

練馬区指定防災井戸 3ヵ所に自家発電機設置（第1号、第3号、第6号井戸）

東京消防庁指定井戸（第1号井戸～第7号井戸）

田柄地域の防火、防災のため家庭用消火栓（40mm）を現在112ヶ所設置

② 設置水道メータ数 2,525個

③ 利用世帯数 約2,660世帯

④ 給水人口 約5,580人

⑤ 組合員数 1,956名

⑥ 給水総量 令和3年度 437,070 m³ (1日平均 1,197 m³)

⑦ 常務理事 15名 理事 37名 監事 2名 職員 5名

⑧ 入割合 水道料 88% 工事収入ほか 12%

【2】組合員の皆様からのご質問より Q & A

Q—1 組合加入金、加算金とはどのようなものなのですか？

細則第一条～第五条

A— 加入金とは、新規加入時、もしくは変更時に限り徴収する受益者負担制度で、給水権利金です。組合では量水器口径 13mm=30,000 円を基準とし、口径に応ずる方法で算出しています。また、加算金とは、新旧組合員間の負担の公平を図る上で徴収しております。

組合では、組合員に対して加入金の額面で出資証券を交付します。この証券は資格譲渡(売買、相続、贈与など)時に必要書類となりますので、大切に保管して下さい。

尚、『組合脱退時には、理由の如何をとわず、受納した金銭は一切返還しないもの』となつておりますので、ご了解ください。

Q—2 料金体系はどのようになっていますか？

細則第六条～第八条

A— 現在、量水器口径 13mm 基本料金 一ヶ月 10 m³まで 970 円×消費税

10 m³をこえ 1 m³増す毎に 274 円×消費税

業務用の場合は 10 m³をこえ 1 m³増す毎に 274 円×消費税 としております。

尚、量水器口径、出資金額などにより基本料金が変わってきますので、上記以外の場合は、組合事務所までお問い合わせ下さい。

水道料金の検針、徴収は 2 ヶ月に 1 回としております。

(田柄 1、3、5 丁目及び春日町は奇数月 田柄 2、4 丁目及び北町は偶数月検針)

*水道料金のお支払は口座振替をご利用下さい

取り扱い金融機関	三菱UFJ銀行	下赤塚駅前支店	各支店
	J A 東京あおば	田柄支店	各支店
	巣鴨信用金庫	田柄支店	各支店
	全国の郵便局		

Q—3 下水道料金はどうなりますか？

A— 同じ量水器を組合と東京都下水道局がそれぞれ個別に検針：徴収を行っております。

組合は上水道としての水道料金、都下水道局は下水道料金として別々に料金を請求します。

平成 13 年 4 月より、都下水道局は検針：徴収業務を東京都水道局に委託しております。

Q—4 権利のみ所有し、現在メータは使用していませんが、

基本料金は支払うのですか？

規約第二十七条、第三十条、細則第七条第二項

A— 組合の運営は、組合員及び使用者の皆様からの水道料金で賄われております。

基本料金には、組合運営の会費の意味もありますので、メータの有無 及び使用量の有無に関わらず、基本料金はお支払して頂く事となっております。

Q—5 アパート・貸家を所有する組合員ですが、

空室が生じた場合の基本料金も支払うのですか？

細則第七条第二項

A— 前述の理由のほか、規約では、『空家、空室のあるときは組合員が当該料金を支払うこととする。』との規定がありますので、基本料金はお支払して頂く事となっております。

組合においては、「中止扱い」がありませんが、下水道料金については「中止扱い」がありますので、その時は直接東京都下水道局へ連絡をいれて下さいますよう、お願ひ致します。

**Q—6 アパート・貸家の借家人が水道料金を滞納したり、未精算のまま転出した場合は
その料金も組合員が支払うのですか？**

細則第七条第二項

A— 規約では『貸家、アパートの場合は原則として組合員又は管理者が一括して料金を支払うものとする。』との規定があります。但し現在の組合日常業務としては、組合員の皆様からのご依頼に基づき、各利用者より個別に検針：徴収を行い、組合員の皆様の事務的軽減を図っております。(業務の代行) よって、料金滞納の折には組合としても早期徴収に努めており、通常4ヶ月～6ヶ月の間に、利用者ご本人及び組合員の方に滞納通知をさせて頂いておりますので、ぜひ組合員の皆様のご協力もお願ひ致しております。

私設の専用水道組合として、独立採算で事業を推進しておりますので、料金未精算時は組合員よりお支払して頂くことになります。

Q—7 田柄水道は井戸水を供給していますが、水質は本当に大丈夫なのですか？

A— 水道法により、専用水道事業として水を給水するためには、毎月1回9項目：3ヶ月毎に23項目：年1回49項目の水質検査を実施し、その基準を満たさなければならないと規定されています。

当組合も練馬区保健所の水質検査を毎月実施しており、全ての基準をクリアし飲料水として適切である。との検査結果を頂いておりますので、安心してご利用下さい。

*田柄水道は地下180mからの井戸水を汲み上げ給水しています。一説によりますと深井戸の地下水は、浅井戸のような雨水が染込んだ水ではなく、遠く奥多摩の地下水脈につながっており、水量は非常に豊富で余程の天変地異がない限り、渇水の恐れはないとのことです。長い年月をかけて自然の土壤の浄化作用により汲み上げられた田柄水道の水は、塩素消毒だけで給水しておりますので、組合員並びに利用者の皆様より、おいしい水との評判を頂いております。

*組合事務所では水質検査の結果表を、組合員、利用者の皆様方に閲覧して頂けるようにしておりますので、ご希望の方は、印鑑持参のうえ組合事務所まで御来所下さい。

*水質検査49項目のほかに、昭和60年に当時の厚生省から、おいしい水のガイドライン値の発表がありましたので、以下に掲載させて頂きますので、参考資料にして下さい。

おいしい水のガイドライン値と田柄水道の水質試験結果

単位 mg/L

項目	水道水質基準	快適水質項目 目標値	おいしい水の ガイドライン	田柄水道 の水
蒸発残留物	500 以下	30~200	30~200	130 ~ 208
カルシウム、 マグネシウム等	300 以下	10~100	10~100	58 ~ 112
遊離炭酸	基準なし	20 以下	3~30	未測定
有機物等	10 以下	3 以下	3 以下	0. 3 未満
臭気度	異常でない	3 度以下	3 度以下	異常なし
残留塩素	0. 1 ppm以上	1. 0 ppm以下	0. 4 ppm	0. 2~0. 3
水温	基準なし	基準なし	20°C以下	15°C ~ 18°C
マンガン	0. 05 以下	0. 01 以下	基準なし	0. 005 未満
濁度	2 度以下	1 度以下	基準なし	0. 2 未満
pH 値	5. 8~8. 6	7. 5 程度	基準なし	7. 5 ~ 8. 1

注記：塩素は強い消毒効果があるため広く水道に使われ、『水道法』で水道水には塩素が 0. 1mg/L 以上残留していなければならないと定められている。

Q—8 宅地内で漏水していました。その漏水分の水道料金も支払うのですか？

A— 組合では、メータを通った水については、漏水でも規定の料金をお支払い頂いております。但し下水道料金につきましては、減免になる場合がありますので、東京都水道局 お客様センターへお問い合わせ下さい。電話 03-5326-1100

*組合ではメータ検針時、針の動きに注意し、漏水の可能性がある場合はその居住者の方へお知らせするよう、努力しております。

漏水かなと思われた時は、早めに最寄りの水道業者へご相談下さい。また組合でも指定工事店がございますので、ご連絡頂けましたら手配いたします。(有料となります。)

Q—9 組合の役員に給料はお支払しているのですか？

規約第二十四条、雑則第十一項

A— 当組合の理事、監事は現在 54 名で構成しております。理事長はじめ全役員が無報酬で組合運営に携わっています。

役員の任期は 2 年であり、総会において組合員中より選出しております。

Q—10 『最近 近隣の組合が解散廃止になるため、都水道に切替工事をしている』という話を聞きましたが、その場合 組合側で工事をし 又 代金も負担して頂けるのでしょうか？

A— 将来、組合の解散廃止がある場合は、組合員各位の自己負担にて都水道に切替えて頂く事になります。組合では一切の補償はできませんのでご了承ください。また工事につきましても東京都水道局指定給水装置工事事業者での取り扱いになりますので、組合で施工する

ことは出来ません。

- Q—11 今回 不動産を売却するにあたり、購入予定者は あらたに都水道利用を計画しており、田柄水道は利用しないので引き継ぎません。との事なのですが、どのような手続きが必要か？ 教えて下さい。

細則第二条、雑則第六項

- A— 組合水道をやめる場合には、

- ① 『組合員資格退会申請書』に『出資証券』を添えて、組合事務所までご提出頂きます。
- ② 上記書類を確認後、給水管 及び メータ器の撤去工事を組合で施工致します。
特に公道内における不要管の撤去は、行政より厳しく指導を受けております。公道内掘削には、練馬区 ならびに 警察署の許可申請が必要ですので、申請書を受理後、工事着工まで概ね 2 か月前後の日数を要しますので、予めご了承下さい。
また道路に埋設した組合水道本管より分岐されている給水管からメータ器までは、組合員各位の財産ですので、この撤去工事代金は有料（組合員負担）となります。

【3】組合員（利用者）の皆様へのお願ひ

- (1) 本管よりメータ器の間は組合で施工することとなっております。よって、家の増改築等によりメータ器の移動、撤去、または検針に支障の生じる時は必ず組合まで、事前にご連絡下さい。組合において施工いたします。（工事代金は有料です。）
- (2) 転入、転出のときは組合員又は管理者が早めに組合までお申出ください。
- (3) メータ器の内外は常に清潔にし、検針に支障のないようご協力ください。
- (4) 断水をする工事のときは、予め断水の広報を行っておりますが、突発的な井戸施設の故障、他の道路工事業者が組合給水管を誤って損傷させた場合など、広報が出来ないケースがあります。事故発生時には、役職員はじめ指定工事店が早期通水処理に努めますので、ご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。
また給水前後には、にごり水が出ますので、充分ご注意の上ご利用下さいようお願い申し上げます。
- (5) 2世帯住宅建築等、メータの増設（子メータ新設）をご希望の方は、事前に組合までご相談ください。独自に設置された場合は検針を行う事が出来ません。
- (6) 水道料金のお支払は、指定金融機関での口座振替を是非ご利用下さい。
- (7) 相続、売買、贈与等により所有権の移動のあった時、管理者の変更の時は必ず組合までご連絡頂き、所定の変更手続きをお願い致します。無届による不利益等が生じましても組合では責任を負いませんので、ご注意下さい。
- (8) 水道料金の滞納が続きますと、水道の送水を停止することがありますので、充分ご注意下さい。

関係機関のご案内

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| * 東京都下水道局 経理部業務管理課 調定管理係 | 電話 03-5320-6574 |
| * 東京都水道局 練馬営業所 | 電話 03-5987-5330 |
| * 東京都水道局 お客様センター | 電話 03-5326-1100 |

練馬区田柄2丁目18番2号
田柄町水道利用組合
電話 03-3939-1682